

1 知的障がい特別支援学級の教育課程

特別支援学級において、知的障がいのある児童生徒を教育する場合には、小学校・中学校の各教科等の目標や内容をそのまま適用することが適切でない場合があります。そこで、知的障がい特別支援学級の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、児童生徒の知的発達や学校生活・社会生活への適応の状況等及び生活経験などを踏まえ、適切な指導内容を選択することが重要です。

知的障がい者を教育する特別支援学校では、特に必要があるときは、各教科、外国語活動（小学校）、道徳、特別活動及び自立活動の全部または一部について、合わせて授業を行うことができると規定されています。

また、知的障がい者を教育する特別支援学校では、従来から各教科等を合わせた指導と呼ばれる「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」等が実践されています。さらに、知的障がいの特別支援学校の小学部には、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てるために、生活そのものを指導する「生活」が一つの教科として位置づけられています。

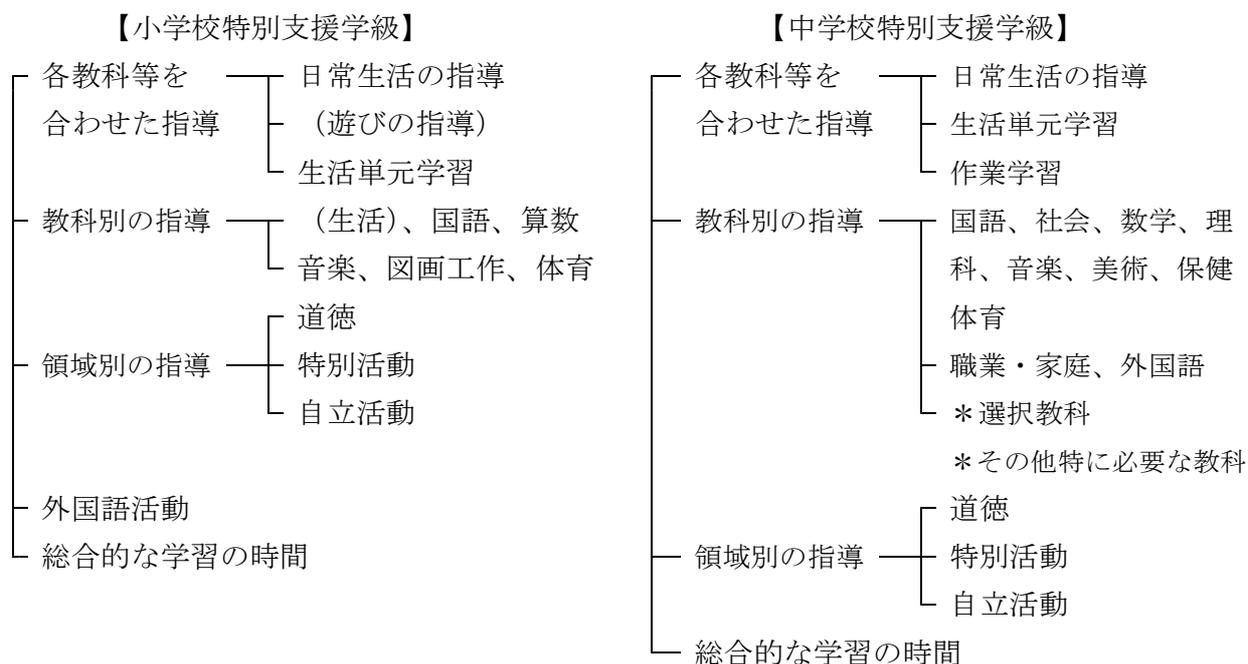
【学校教育法施行規則】

第130条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第二百二十六条から第二百二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

そこで、知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学級においては、各教科、外国語活動（小学校）、道徳、特別活動、自立活動の内容を選択・組織し、実際の指導の形態としては、各教科等を合わせた指導、領域別の指導、教科別の指導の組み合わせを工夫して、教育課程を編成する必要があります。なお、総合的な学習の時間については、特別支援学級が小学校・中学校に設置された学級であることから、同様に設定することに留意する必要があります。

〈 知的障がい特別支援学級の指導の形態 〉



これらの目標を踏まえ、知的障がい特別支援学級における特別の教育課程の編成に当っては、次のような例が考えられる。

【知的障がい特別支援学級の教育課程編成の例】

- ア 特別支援学校小学部、中学部学習指導要領に示している知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の中から、児童生徒の知的発達の段階に即した目標、内容を選択し組織する。
- イ 特別支援学校小学部、中学部学習指導要領第7章に示している「自立活動」の指導を行う。
- ウ 特別支援学校小学部、中学部学習指導要領第3章「道徳」の1および2、第6章「特別活動」の1及び2に示している留意事項に基づいた指導を行う。
- エ 学校教育法施行規則第130条第2項に規定されている「各教科等を合わせた指導」を行う。

2 知的障がい特別支援学級の週時程の例

知的障がい特別支援学級の週時程の作成にあたっては、授業時数の配当をもとに、学級や児童生徒の実態を十分に考慮して円滑な教育課程の運営がなされるように計画を立てていきます。また、一日の流れの中で、疲労度を考えた学習内容の配分を行い、学習活動を学習能力の個人差に応じて展開できるように工夫します。さらに、児童生徒が自ら、見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにします。「交流及び共同学習」についても、児童生徒の実態に応じて目的や内容を検討し、週時程の配分を行います。

【小学校 中学年 週時程表の例】

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---------|----|------------|----|------------|
| 1 | 日常生活の指導 | | | | |
| 2 | 図工 | 国語 | 国語 | 国語 | 国語 |
| 3 | | 音楽 | 生活単元 学習 | 算数 | 生活単元 学習 |
| 4 | 算数 | 算数 | | 体育 | |
| 5 | 体育 | 道徳 | 算数 | 総学 | 音楽 |
| 6 | 総学 | | | | 学活 |

※日常生活の指導、生活単元学習を設定し、各教科については、知的障がい特別支援学校の各教科の内容を取り入れている。
※体育、音楽を交流学級で受けている。

【中学校 週時程表の例】

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|----|----------|------------|----|----------|
| 1 | 国語 | 数学 | 国語 | 数学 | 国語 |
| 2 | 英語 | 英語 | 数学 | 英語 | 道徳 |
| 3 | 美術 | 作業 学習 | 生活単元 学習 | 社会 | 作業 学習 |
| 4 | | | | 理科 | |
| 5 | 保体 | 理科 | 保体 | 音楽 | 保体 |
| 6 | 社会 | 総学 | | | 学活 |

※生活単元学習、作業学習を設定し各教科については、知的障がい特別支援学校の各教科の内容を取り入れている。
※体育、音楽、美術を交流学級で受けている。

3 知的障がい特別支援学級の教科別の指導

知的障がい者を教育する特別支援学校の各教科は、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技術、態度などを身に付けるため、各学部ごとに障がいの状態や学習上の特性などを踏まえた目標、内容が示されています。

【知的障がい特別支援学校の各教科の構成と履修】

| | |
|-----|---|
| 小学部 | 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の6教科 第1学年から第6学年を通して履修する。 |
| 中学部 | 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭の8教科で構成されている。 外国語は、学校の判断で必要に応じて設けることができる。 その他特に必要な教科を各学校の判断によって設けることができる。 |

知的障がい特別支援学級において、知的障がい特別支援学校の教育課程を参考にした場合、小学校は、生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の6教科、中学校は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭の8教科に外国語を加えた各教科等を設定することができることとなります。

教科内容は、学年別の配列ではなく、各教科の内容が一括して組織されており、小学部は3段階、中学部は1段階で示してあります。児童生徒の実態や興味・関心、生活経験等を考慮し、各教科の段階の内容の中から実際に指導する内容を選定し、適切に組み合わせ、単元や題材としてまとめ、配列します。指導に当たっては、児童生徒の実態に即して、生活に即した活動を十分に取り入れつつ段階的に指導する必要があります。

(例) 国語の内容 (知的障がい者を教育する特別支援学校)

| 学部 | 小学部 | | | 中学部 |
|----|-----------------------------|----------------------------------|--------------------------|-----------------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 国語 | ・教師の話を読いたり、絵本などを読んでもらったりする。 | ・教師や友達などの話し言葉に慣れ、簡単な説明や話し掛けがわかる。 | ・身近な人の話を聞いて、内容のあらましが分かる。 | ・話のおよその内容を聞き取る。 |

4 知的障がい特別支援学級の領域別の指導

① 道徳

道徳の指導においては、個々の児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、道徳的実践力を身に付けるよう指導することが大切です。

② 特別活動

特別活動の内容には、学級活動、児童会・生徒活動、学校行事があり、各教科等を合わせた指導で効果的に扱えるものと、特別活動の時間で指導した方が適当なものがあります。特別活動の時間で指導した方が効果的なものとしては、通常の学級の児童生徒や地域の人々との交流及び共同学習があげられます。

③ 自立活動

知的障がいの特別支援学級に在籍する児童生徒には、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒・行動等の特定の分野に、発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が見られます。そのような障がいによる困難の改善等を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要があります。

自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて、学習上の特性等を踏まえながら指導を進める必要があります。特に、自立活動の時間を設けて行う場合は、個々の児童生徒の知的障がいの状態等を十分考慮し、個人あるいは小集団で指導を行うなど、効果的な指導を進めるようにすることが大切です。



5 知的障がい特別支援学級の各教科等を合わせた指導

知的障がいのある児童生徒の教育課程においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせた指導を行うことができます。これらの形態による指導では、児童生徒の生活を充実させ、生活に役立つ生きた能力や資質の伸長を図ることを重視します。対象とする児童生徒の年齢段階や発達段階が低い場合や対象とする学級集団の実態に開きがある場合は、この指導の形態での指導が効果的であるといえます。

① 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものです。

日常生活の指導は、生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われます。それらは、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排せつ、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容です。

② 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものです。

遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもあります。

③ 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。また、広範囲に各教科等の内容が扱われます。

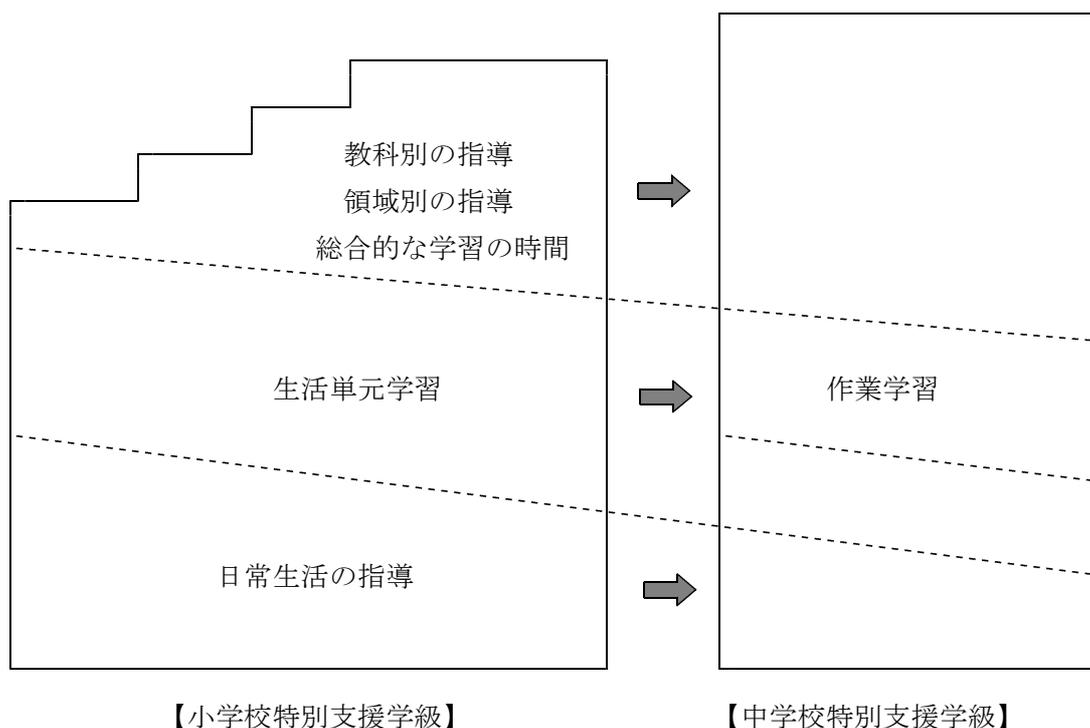
生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切です。また、特別支援学校小学部においては、児童の知的障がいの状態等に応じ、遊びを取り入れた生活単元学習を展開している学校もあります。

④ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に扱うものです。

作業学習の指導は、単に職業・家庭の内容だけでなく、各教科等の広範囲の内容が扱われます。作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様です。

教科等をあわせた指導の形態は、小学校、中学校の各学年の発達の段階や児童生徒の実態に応じて適切に設定し、特別支援学級の教育課程に計画的に位置付けることが重要です。



「指導の形態の教育課程への位置づけ」（吉田昌義・大南英明作図一部改変）

※ 引用文献 「特別支援学校学習指導要領解説総則等編」平成21年6月 文部科学省

6 知的障がい特別支援学級の年間指導計画

知的障がい特別支援学級では、教科等を合わせた指導と教科別、領域別の指導との関連を明確にして指導を行うことが必要です。そのため、単元や題材等を配列した年間指導計画を作成することが望まれます。学校、学級、地域の状況や児童生徒の実態等に応じて、適切な年間の指導計画を作成しましょう。

中学校 知的障がい特別支援学級 年間指導計画

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 9月 |
|-----------|--|----------------------------------|--------------------------------|--|----------------------------------|
| 行事 | 入学式 対面式 春の遠足 | スポーツテスト | 体験実習 参観日 交通安全教室 | 宿泊学習 水泳指導 終業式 | 始業式 運動会 |
| 日常生活の指導 | 登下校活動 朝の会（あいさつ・返事・健康観察・検温・日にち、天気、今日の学習の記録・今日の給食調べ）排泄 更衣（衣服の着脱・衣服のたたみ方・ハンガーのかけ方・身だしなみ・ハンカチ、ティッシュの携帯・容姿、容儀のチェック）衣服の調節 身の回りの整理整頓 給食（あいさつ・手洗い・歯磨き・うがい・姿勢・食事マナー） 清掃活動 係の仕事の遂行 帰りの会（あいさつ・今日の反省・明日の予定の確認） | | | | |
| 生活単元学習 | 新しい学校生活 個人、学級の目標学級経営 遠足 | 健康な生活 学校生活のリズムづくり 雨の日の過ごし方 | 体験実習 実習事前学習 実習 実習事後学習 | 宿泊事前学習 宿泊事後学習 夏の生活 夏休みの計画 1学期の反省 | 新学期 夏の思い出 運動会の準備 ・練習・反省 |
| 国語 | 自己紹介の仕方 友達・先生の名前 | 祝日等の名称と漢字 いろいろなあいさつ | いろいろなあいさつ 実習内容 実習の反省 | ワープロ学習 図書室の利用 暑中見舞いの書き方 | 夏休みの思い出発表 運動会に向けて |
| 数学 | 実力診断 | 数量の基礎 1対1対応 | 数の大小 数の合成分解 | 位置関係 量と測定 | 位置関係 量と測定 |
| 音楽 | 明るい歌声 | 季節を歌おう | 情景を音楽で | リズムにのって | 曲の気持ちを生かして |
| 美術 | 友達の顔を描こう | 校内を写生しよう | 貼り絵をしよう | ハンカチを染めよう | 運動会ポスターを作ろう |
| 保体 | 集団行動 体づくり運動 | スポーツテスト 陸上 | スポーツテスト 陸上 | 水泳 | 陸上 ダンス 集団行動 |
| 家庭 | 被服の働き 被服の整理整頓 | 手縫いの基礎 | 手縫いの基礎 調理実習 | 袋物の製作 | 袋物の製作 |
| 特活 | 対面式 春の遠足 | 全校集会 学級活動 避難訓練 | 全校集会 学級活動 交通安全教室 宿泊学習 | 全校集会 学級活動 終業式 | 全校集会 学級活動 運動会 |
| 総合的な学習の時間 | 余暇活動 | | | | |

| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|---------------------------------------|--|---|--|---|
| 交通安全教室 | 現場実習 学校祭 | 持久走記録会 フラワーアレ ンジ講習 卒業生講話 終業式 | 学年別テーマ 学習 始業式 生徒会役員選 挙 | 参観日 学習成果発表 会 地域活動 | お別れ会 卒業式 修了式 |
| 学校祭 昨年の祭り 学校祭の計画 練習 準備 学校祭の反省 | 現場実習 実習事前学習 実習 実習事後学習 | 自分の進路 先輩の進路 年の暮れ クリスマス会 2学期の反省 冬休みの過ご し方 | 新しい年 冬休みの思い 出 今年目標 生徒会役員選 挙 給食感謝の作 品作成 | 自立と社会生 活 様々な仕事内 容 自分の進路 社会生活の学 習 成果発表 地域活動計画 準備 反省 | お別れ会 お別れ会の計 画準備 お別れ会反省 卒業式 進級 1年間のまと め |
| 秋のことばと 文字 学習発表会 詩の朗読 | いろいろなあ いさつ 実習内容の名 称 実習の反省 | 冬のことばと 文字 年賀状の書き 方 | 冬休みの思い 出発表 書初め 選挙のことば | 作文 ワープロ学習 | 春のことばと 文字 1年間のまと め |
| 金銭処理 計算機の使用 | 金銭処理 計算機の使用 | 時刻・時間・ 暦 | 図形・形の別 別 | 表とグラフ | 年間のまとめ |
| 豊かな表現を めざして | 音楽に心をた くして | 世界の音楽を 訪ねて | 日本の音楽 | 卒業式の歌 | 私たちの音楽 アルバム |
| 学校祭のポス ターを作ろう | ネクタイをデ ザインしよう | 木の葉を描こ う | ベニヤアート を作ろう | 写真立てを作 ろう | 写真立てを作 ろう |
| 球技 | 球技 | 長距離走 | 球技 体づくり運動 | 球技 体づくり運動 | 球技 体づくり運動 |
| 袋物の製作 | 調理実習 お客様の接待 | 調理実習 掃除 | 調理実習 楽しい会食 | 楽しい会食 | 快適な住まい 1年間のまと め |
| 学級活動 | 全校集会 学級活動 学校祭 交通安全教室 | 全校集会 学級活動 終業式 | 全校集会 学級活動 始業式 | 全校集会 学級活動 | 全校集会 学級活動 卒業式 終了式 |
| | | 卒業生講話 フラワーアレ ンジ講習 | 学年別テーマ 学習 | 学習成果発表 会 地域学習 | |

7 教科用図書

小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、特別な教育課程の編成により、当該学年の教科書を使用することが適切でない場合は、他の適切な教科書を使用することができます（学校教育法施行規則第139条）。

この場合、原則として下学年用の文部科学省検定済教科書又は特別支援学校用の文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定に基づく教科用図書（一般図書）の中から、選択することができます。

ただし、特別支援学級においては、同学年の学級と交流学习を行うことが多いので、下学年の文部科学省検定済教科書、特別支援学校用の文部科学省著作教科書等を選択する場合は、十分な検討が必要です。また、文部科学省検定済教科書と学校教育法附則第9条の規定に基づく教科用図書（一般図書）を同時に無償給付することはできないので、留意する必要があります。

○特別支援学校用の文部科学省著作教科書

特別支援学校小学部では、国語、算数、音楽、中学部では、国語、数学、音楽の各教科の文部科学省著作教科書があります。

小学部用の教科書の書名は、「こくご☆」「こくご☆☆」「こくご☆☆☆」「さんすう☆」「さんすう☆☆（1）」「さんすう☆☆（2）」「さんすう☆☆☆」「おんがく☆」「おんがく☆☆」「おんがく☆☆☆」の10種類となっています。中学校用は、「国語☆☆☆☆」「数学☆☆☆☆」「音楽☆☆☆☆」の3種類です。

○学校教育法 附則 第9条に基づく教科用図書

特別支援学級の児童生徒の実態により、文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合に限り、特例として学校教育法附則第9条の規定に基づき、一般図書を教科用図書として採択することができます。

学校教育法 附則 第9条

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。